

参考資料

令和7年3月3日

令和7年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和7年2月26日付託分)

附属資料

福祉子どもみらい局

	ページ
1 認定子ども園の要件を定める条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表……………	1
2 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 新旧対照表……………	20
3 神奈川県ライトセンター条例 新旧対照表 ……………	21
4 神奈川県安心子ども基金条例 新旧対照表 ……………	22

1 認定こども園の要件を定める条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表
 認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条（略） （法第3条第1項の要件） 第2条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。 (1)～(5)（略） (6) 施設設備について、次に掲げる基準に適合すること。 ア～エ（略） オ 調理室が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (ア)（略） (イ) 満3歳以上の子どもに対してのみ教育又は保育を提供する認定こども園として認定を受けようとする場合であって、次に掲げる基準に適合し、かつ、当該施設以外の場所で調理したものを搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により適切に食事の提供を行うことができることと認められるとき。 a（略） b 献立等について、<u>栄養士又は管理栄養士</u>から必要な栄養の指導を受けることができる体制が確保されていること。 c～e（略） カ（略） (7)～(10)（略） 第3条・第4条（略）</p>	<p>第1条（略） （法第3条第1項の要件） 第2条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。 (1)～(5)（略） (6) 施設設備について、次に掲げる基準に適合すること。 ア～エ（略） オ 調理室が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (ア)（略） (イ) 満3歳以上の子どもに対してのみ教育又は保育を提供する認定こども園として認定を受けようとする場合であって、次に掲げる基準に適合し、かつ、当該施設以外の場所で調理したものを搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により適切に食事の提供を行うことができることと認められるとき。 a（略） b 献立等について、<u>栄養士</u>から必要な栄養の指導を受けることができる体制が確保されていること。 c～e（略） カ（略） (7)～(10)（略） 第3条・第4条（略）</p>

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 3 号）新旧対照表
 〈第 1 条関係〉

改 正	現 行
第 1 条～第 13 条 （略） （職員の配置の基準） 第 14 条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、第 7 号の調理員を置かないことができる。 (1)～(5) （略） (6) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (7) （略） 2 （略） 第 15 条～第 21 条 （略） （職員の配置の基準） 第 22 条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第 7 号の調理員を置かないことができる。 (1)～(5) （略） (6) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (7) （略） 2 （略） 第 23 条～第 38 条 （略）	第 1 条～第 13 条 （略） （職員の配置の基準） 第 14 条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、第 7 号の調理員を置かないことができる。 (1)～(5) （略） (6) 栄養士 _____ (7) （略） 2 （略） 第 15 条～第 21 条 （略） （職員の配置の基準） 第 22 条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第 7 号の調理員を置かないことができる。 (1)～(5) （略） (6) 栄養士 _____ (7) （略） 2 （略） 第 23 条～第 38 条 （略）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第26条（略） （職員）</p> <p>第27条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。第3項、第6項及び第8項において同じ。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2～8（略）</p> <p>第28条～第44条（略） （保育所の設備の基準の特例）</p> <p>第45条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所以外の場所で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>第46条～第56条（略） （職員）</p> <p>第57条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～7（略）</p> <p>第58条～第66条（略） （職員）</p> <p>第67条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第4項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、<u>栄養士又は管理栄養士</u>、調理員及び児童発達支援管理責任者（児童福祉施設基準</p>	<p>第1条～第26条（略） （職員）</p> <p>第27条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。第3項、第6項及び第8項において同じ。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2～8（略）</p> <p>第28条～第44条（略） （保育所の設備の基準の特例）</p> <p>第45条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所以外の場所で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>第46条～第56条（略） （職員）</p> <p>第57条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士</u>及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～7（略）</p> <p>第58条～第66条（略） （職員）</p> <p>第67条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第4項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、<u>栄養士</u>、調理員及び児童発達支援管理責任者（児童福祉施設基準</p>

改 正	現 行
<p>第49条第1項に規定する障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>	<p>第49条第1項に規定する障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士</u>_____を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>
2～4 (略)	2～4 (略)
<p>5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第81条において同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>	<p>5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第81条において同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士</u>_____を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>
6～13 (略)	6～13 (略)
<p>14 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>	<p>14 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士</u>_____を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>
15～18 (略)	15～18 (略)
<p>第68条～第80条 (略) (職員)</p>	<p>第68条～第80条 (略) (職員)</p>
<p>第81条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、<u>栄養士又は管理栄養士</u>、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他児童福祉施設基準第63条第1項に規定することも家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p>	<p>第81条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、<u>栄養士</u>_____、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他児童福祉施設基準第63条第1項に規定することも家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 児童40人以下を通わせる施設 <u>栄養士又は管理栄養士</u></p>	<p>(1) 児童40人以下を通わせる施設 <u>栄養士</u>_____</p>
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
<p>第82条～第90条 (略) (職員)</p>	<p>第82条～第90条 (略) (職員)</p>
<p>第91条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担</p>	<p>第91条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担</p>

改 正	現 行
<p>当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第92条～第98条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第99条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医、精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第100条～第118条 (略)</p>	<p>当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士____及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第92条～第98条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第99条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医、精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士____及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士_____を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第100条～第118条 (略)</p>

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第7号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 第1項（第1号を除く。）、第2項及び第4項に規定する従業員は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>8・9（略）</p> <p>第8条～第93条（略）</p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の<u>栄養士</u>_____を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>栄養士</u>_____ 1以上</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 第1項（第1号を除く。）、第2項及び第4項に規定する従業員は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の<u>栄養士</u>_____及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>8・9（略）</p> <p>第8条～第93条（略）</p>

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第8号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
第1条～第4条（略） 第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の <u>栄養士又は管理栄養士</u> を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3)（略） (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (5)・(6)（略） 2・3（略） 4 第1項（第1号を除く。）及び第2項に規定する従業員は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の <u>栄養士又は管理栄養士</u> 及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 第6条～第59条（略）	第1条～第4条（略） 第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の <u>栄養士</u> _____を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3)（略） (4) <u>栄養士</u> _____ 1以上 (5)・(6)（略） 2・3（略） 4 第1項（第1号を除く。）及び第2項に規定する従業員は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の <u>栄養士</u> _____及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 第6条～第59条（略）

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第9号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
第1条～第87条の2（略） 第88条（略） 2～4（略） 5 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、指定生活介護事業所に <u>栄養士又は管理栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について、保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 第89条～第209条（略）	第1条～第87条の2（略） 第88条（略） 2～4（略） 5 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、指定生活介護事業所に <u>栄養士</u> _____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について、保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 第89条～第209条（略）

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第10号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
第1条～第37条（略） 第38条（略） 2～4（略） 5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について、保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 第39条～第62条（略）	第1条～第37条（略） 第38条（略） 2～4（略） 5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士_____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について、保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 第39条～第62条（略）

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第11号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
第1条～第43条の2（略） 第44条（略） 2～4（略） 5 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について、保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 第45条～第91条（略）	第1条～第43条の2（略） 第44条（略） 2～4（略） 5 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士_____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について、保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 第45条～第91条（略）

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第13号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
第1条～第26条（略） 第27条（略） 2～4（略） 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について、保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 第28条～第46条（略）	第1条～第26条（略） 第27条（略） 2～4（略） 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士_____を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について、保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 第28条～第46条（略）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
第1条～第22条（略） 第23条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園以外の場所で調理し、搬入する方法により行うことができる。 (1)（略） (2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5)（略） 第24条～第26条（略）	第1条～第22条（略） 第23条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園以外の場所で調理し、搬入する方法により行うことができる。 (1)（略） (2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。 (3)～(5)（略） 第24条～第26条（略）

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第2号）新旧対照表
 〈第2条関係〉

改 正	現 行
第1条～第3条（略） （職員配置の基準） 第4条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第3号の職員を置かないことができる。 (1)・(2)（略） (3) 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員 1以上 (4)～(6)（略） 2（略） 第5条～第20条（略）	第1条～第3条（略） （職員配置の基準） 第4条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第3号の職員を置かないことができる。 (1)・(2)（略） (3) 栄養士_____又は調理員 1以上 (4)～(6)（略） 2（略） 第5条～第20条（略）

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第14号）新旧対照表

〈第3条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条・第2条（略） （職員配置の基準）</p> <p>第3条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3)（略） (4) 栄養士又は管理栄養士 1以上 (5)・(6)（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 第1項第4号の栄養士又は管理栄養士のうち1人及び同項第5号の事務員のうち1人は、それぞれ常勤でなければならない。</p> <p>10～12（略）</p> <p>第4条～第34条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7（略） （軽費老人ホームA型の職員配置の基準）</p> <p>8 軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）の栄養士若しくは管理栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第5号の栄養士若しくは管理栄養士、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあつては第8号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(4)（略） (5) 栄養士又は管理栄養士 1以上 (6)～(8)（略）</p> <p>9～14（略）</p> <p>15 附則第8項第5号の栄養士又は管理栄養士は、常勤の者でなければならない。</p> <p>16～26（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （職員配置の基準）</p> <p>第3条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第4号の栄養士_____を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3)（略） (4) 栄養士_____ 1以上 (5)・(6)（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 第1項第4号の栄養士_____のうち1人及び同項第5号の事務員のうち1人は、それぞれ常勤でなければならない。</p> <p>10～12（略）</p> <p>第4条～第34条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7（略） （軽費老人ホームA型の職員配置の基準）</p> <p>8 軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）の栄養士_____、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第5号の栄養士_____、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあつては第8号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(4)（略） (5) 栄養士_____ 1以上 (6)～(8)（略）</p> <p>9～14（略）</p> <p>15 附則第8項第5号の栄養士_____は、常勤の者でなければならない。</p> <p>16～26（略）</p>

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第15号）新旧対照表

〈第4条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条・第2条（略） （職員の配置の基準）</p> <p>第3条 養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員が50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第6号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5)（略） (6) 栄養士又は管理栄養士 1以上 (7)（略）</p> <p>2～11（略）</p> <p>12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める当該本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員 (3) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員 (4) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数が100床以上の病院に限る。） (5)（略）</p> <p>第4条～第30条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （職員の配置の基準）</p> <p>第3条 養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員が50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士_____との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第6号の栄養士_____を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5)（略） (6) 栄養士_____ 1以上 (7)（略）</p> <p>2～11（略）</p> <p>12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士_____又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める当該本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士_____又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士_____又は調理員、事務員その他の職員 (3) 介護医療院 栄養士_____又は調理員、事務員その他の職員 (4) 病院 栄養士_____（病床数が100床以上の病院に限る。） (5)（略）</p> <p>第4条～第30条（略）</p>

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第16号）新旧対照表

〈第5条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条・第2条（略） （職員の配置の基準）</p> <p>第3条 特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。</p> <p>(1)～(4)（略） (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (6)・(7)（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>第4条～第43条（略） （職員の配置の基準）</p> <p>第44条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。</p> <p>(1)～(4)（略） (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (6)・(7)（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める当該本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の職員 (3) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員 (4) 病院 <u>栄養士又は管理栄養士</u>（病床数が100床以上の病院に限る。） (5)（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （職員の配置の基準）</p> <p>第3条 特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。</p> <p>(1)～(4)（略） (5) <u>栄養士</u> 1以上 (6)・(7)（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>第4条～第43条（略） （職員の配置の基準）</p> <p>第44条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。</p> <p>(1)～(4)（略） (5) <u>栄養士</u> 1以上 (6)・(7)（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める当該本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士</u>、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の職員 (3) 介護医療院 <u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員 (4) 病院 <u>栄養士</u>（病床数が100床以上の病院に限る。） (5)（略）</p>

改 正	現 行
10～12 (略) 第45条～第53条 (略)	10～12 (略) 第45条～第53条 (略)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号）新旧対照表
 〈第6条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第147条（略） （従業者の員数）</p> <p>第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3)（略） (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (5)・(6)（略）</p>	<p>第1条～第147条（略） （従業者の員数）</p> <p>第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3)（略） (4) <u>栄養士</u> 1以上 (5)・(6)（略）</p>
<p>2～4（略）</p> <p>5 小規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームに併設される併設事業所については、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該小規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該併設事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは第1項第1号の医師を、当該小規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の</p>	<p>2～4（略）</p> <p>5 小規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームに併設される併設事業所については、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該小規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該併設事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは第1項第1号の医師を、当該小規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の</p>

改 正	現 行
<p>職員により当該併設事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは同項第2号の生活相談員、同項第4号の栄養士若しくは管理栄養士、同項第5号の機能訓練指導員又は同項第6号の調理員その他の従業者を置かないことができる。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第149条～第182条 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 栄養士又は管理栄養士 1以上</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>職員により当該併設事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは同項第2号の生活相談員、同項第4号の栄養士_____、同項第5号の機能訓練指導員又は同項第6号の調理員その他の従業者を置かないことができる。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第149条～第182条 (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士_____を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 栄養士_____ 1以上</p> <p>(4)・(5) (略)</p>
<p>2～5 (略)</p> <p>第184条～第189条 (略)</p> <p>第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第</p>	<p>2～5 (略)</p> <p>第184条～第189条 (略)</p> <p>第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士_____の員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第</p>

改 正	現 行
<p>202条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。</p> <p>(2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、<u>栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、<u>理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第191条～第277条 (略)</p>	<p>202条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。</p> <p>(2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、<u>栄養士</u>及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、<u>理学療法士又は作業療法士及び栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。</p> <p>2 (略)</p> <p>第191条～第277条 (略)</p>

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号）新旧対照表
 〈第7条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第129条（略） （従業者の員数）</p> <p>第130条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第140条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u>を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3)（略） (4) <u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u> 1以上 (5)・(6)（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 小規模特別養護老人ホーム（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームをいう。以下この項において同じ。）又は地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）に</p>	<p>第1条～第129条（略） （従業者の員数）</p> <p>第130条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第140条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士</u>_____を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3)（略） (4) <u>栄養士</u>_____ 1以上 (5)・(6)（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 小規模特別養護老人ホーム（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームをいう。以下この項において同じ。）又は地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）に</p>

改 正	現 行
<p>併設される併設事業所については、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該小規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該併設事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは第1項第1号の医師を、当該小規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該併設事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは同項第2号の生活相談員、同項第4号の栄養士若しくは管理栄養士、同項第5号の機能訓練指導員又は同項第6号の調理員その他の従業者を置かないことができる。</p>	<p>併設される併設事業所については、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該小規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該併設事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは第1項第1号の医師を、当該小規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該併設事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは同項第2号の生活相談員、同項第4号の栄養士_____、同項第5号の機能訓練指導員又は同項第6号の調理員その他の従業者を置かないことができる。</p>
6～9 (略)	6～9 (略)
第131条～第166条 (略) (従業者の員数)	第131条～第166条 (略) (従業者の員数)
<p>第167条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 栄養士又は管理栄養士 1以上</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>第167条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士_____との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士_____を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 栄養士_____ 1以上</p> <p>(4)・(5) (略)</p>
2～5 (略)	2～5 (略)
第168条～第173条 (略)	第168条～第173条 (略)
<p>第174条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス</p>	<p>第174条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士_____の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス</p>

改 正	現 行
<p>等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第180条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。</p> <p>(2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略) 第175条～第267条 (略)</p>	<p>等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第180条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。</p> <p>(2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士_____及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士_____の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略) 第175条～第267条 (略)</p>

2 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第29条（略） （建築の規模）</p> <p>第30条 法第14条第3項の規定により条例で別に定める同条第1項の建築の規模（新築、増築又は改築の場合の規模に限る。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。<u>次条第3号及び第32条第2項において同じ。</u>）とする。</p> <p>(1)・(2)（略） （建築物移動等円滑化基準に付加する事項）</p> <p>第31条 法第14条第3項の規定により条例で同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p><u>(3) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階（政令第14条第1項の規定により便所を設ける階をいう。）を有する建築物で、床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは、同条第2項に規定する車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下この号において同じ。）設ける施設が同一敷地内にある場合を除き、当該建築物に設ける便所のうち1以上に同項に規定する車椅子使用者用便房を1以上設けなければならない。</u></p> <p><u>(4) 階数が4以上の共同住宅にあつては、政令第19条第1項第1号に規定する道等及び駐車場から各住戸までの経路を同項に規定する移動等円滑化経路（以下「移動等円滑化経路」という。）とすること。</u></p> <p>(5)（略） （建築物移動等円滑化基準の適用除外）</p> <p>第32条 第29条各号に掲げる特定建築物のうち、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園については、政令第14条第3項 _____ の規定は、適用しない。</p> <p>2 第30条第1号に掲げる特別特定建築物及び特定建築物のうち、床面積が1,000平方メートル未満の特別特定建築物及び特定建築物の移動等円滑化経路（階と階との間の移動に係る部分に限る。）については、政令第19条第2項第1号の規定は、適用しない。</p> <p>第33条～第36条（略）</p>	<p>第1条～第29条（略） （建築の規模）</p> <p>第30条 法第14条第3項の規定により条例で別に定める同条第1項の建築の規模（新築、増築又は改築の場合の規模に限る。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。_____第32条第2項において同じ。）とする。</p> <p>(1)・(2)（略） （建築物移動等円滑化基準に付加する事項）</p> <p>第31条 法第14条第3項の規定により条例で同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2)（略） （新規）</p> <p><u>(3) 階数が4以上の共同住宅にあつては、政令第18条第1項第1号に規定する道等及び駐車場から各住戸までの経路を同項に規定する移動等円滑化経路（以下「移動等円滑化経路」という。）とすること。</u></p> <p>(4)（略） （建築物移動等円滑化基準の適用除外）</p> <p>第32条 第29条各号に掲げる特定建築物のうち、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園については、政令第14条第1項第2号の規定は、適用しない。</p> <p>2 第30条第1号に掲げる特別特定建築物及び特定建築物のうち、床面積が1,000平方メートル未満の特別特定建築物及び特定建築物の移動等円滑化経路（階と階との間の移動に係る部分に限る。）については、政令第18条第2項第1号の規定は、適用しない。</p> <p>第33条～第36条（略）</p>

3 神奈川県ライトセンター条例（昭和49年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(設置)</p> <p>第2条 視覚障害者の生活の充実及び文化の向上並びに視覚障害者に対する社会奉仕活動の振興を図るため、<u>身体障害者福祉法</u>（昭和24年法律第283号）第34条の規定により無料で点字刊行物等を視覚障害者の利用に供し、及び視覚障害者に対して各種の指導、訓練、スポーツ活動の振興等を行い、並びに視覚障害者に対する社会奉仕活動を行おうとする者に対してその活動のための便宜を供与するとともに、<u>視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律</u>（令和元年法律第49号）第3条第2号に規定する視覚障害者等が利用しやすい書籍等（次条第6号において「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）を同法第2条第1項に規定する視覚障害者等（同号において「視覚障害者等」という。）の利用に供する施設として、神奈川県ライトセンター（以下「ライトセンター」という。）を横浜市旭区二俣川1丁目80番地の2に設置する。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 ライトセンターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者等の利用に供する業務</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第10条 ライトセンターの開館時間は、午前9時から午後5時30分_____までとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 _____</p> <p style="text-align: center;"><u>身体障害者福祉法</u>（昭和24年法律第283号）第34条の規定により無料で点字刊行物等を視覚障害者の利用に供し、及び視覚障害者に対して各種の指導、訓練、スポーツ活動の振興等を行い、並びに視覚障害者に対する社会奉仕活動を行おうとする者に対してその活動のための便宜を供与し、<u>もつて視覚障害者の生活の充実及び文化の向上並びに視覚障害者に対する社会奉仕活動の振興を図るための</u></p> <p style="text-align: right;">施設</p> <p>として、神奈川県ライトセンター（以下「ライトセンター」という。）を横浜市旭区二俣川1丁目80番地の2に設置する。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 ライトセンターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第10条 ライトセンターの開館時間は、午前9時から午後9時（土曜日及び日曜日にあつては、午後5時）までとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

4 神奈川県安心こども基金条例（平成 21 年神奈川県条例第 6 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例は、<u>令和12年6月30日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例は、<u>令和 7 年 6 月 30 日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>